みやき町持丸古民家条例の制定について

みやき町持丸古民家条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、住民の生きがいづくりや交流、観光、学習の場として古民家を活用することを目的として、みやき町持丸古民家を設置することに伴い、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第1項の規定により条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町持丸古民家条例

(設置)

第1条 住民の生きがいづくりや交流、観光、学習の場として古民家を活用することを 目的として、みやき町持丸古民家(以下「古民家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 古民家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町持丸古民家

位置 みやき町大字天建寺87番地1

(使用の許可)

- 第3条 古民家の施設及び付属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の許可に当たっては、古民家の管理運営上必要な使用条件を付することができる。

(使用の制限)

- 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。
 - (1) 使用の目的が古民家の設置目的に反すると認められるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 古民家の施設等を汚損、又は破損するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、古民家の管理運営上適当でないと認めるとき。 (目的外使用又は権利譲渡等の禁止)
- 第5条 第3条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (使用の停止又は取消し)
- 第6条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。
- 2 前項の取消し又は停止により使用者に損害を生ずることがあっても、町はこれに対する補償は行わない。

(使用料)

第7条 町長は、古民家の利用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 (使用料の減免) 第8条 町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の都合により古民家を使用しないことについて町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、その使用を終了したとき、使用の許可を取り消され、若しくは停止 されたとき、又は使用を中止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければなら ない。

(損害賠償義務)

第11条 古民家の建物又は施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 古民家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

- 第13条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 古民家の使用に関する業務
 - (2) 古民家の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、古民家に関して町長が必要と認める業務
- 2 前条の規定により町長が指定管理者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第 3条から第4条及び第6条から第9条及び第11条の規定の適用については、これらの 規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定に基づき指定管理者の指定の手続は、みやき町持丸古民家の指定管理 の実施に関する規則(以下「指定管理に関する規則」という。)で定める。
- 4 指定管理者は、指定管理に関する規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(料金)

- 第14条 町長は、適当と認めるときは、古民家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、古 民家を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める範囲内において、指定管理者があら

かじめ町長の承認を得て定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分		施設使用料 (1時間につき)	冷暖房使用料 (1時間につき)	
町内	1階	150円	150円	
	2階	150円	150円	
町外	1階	450円	450円	
	2階	450円	450円	

使用時間は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

みやき町持丸古民家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町持丸古民家条例(令和5年みやき町条例第 号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、みやき町持丸古民家(以下「古民家」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

- 第2条 古民家の開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、町長は、必要がある と認めるときは、これを変更することができる。
 - (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
 - (2) 休館日 毎週水曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日

(使用許可の申請)

第3条 古民家を使用しようとする者は、施設等使用許可申請書(様式第1号)により町 長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条の許可をするときは、施設等使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第8条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は次のとおりとし、 使用料の減免を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書(様式第3号)にその旨 を記入し、町長に申請しなければならない。
 - (1) 町が主催し、行政上必要により使用するとき

使用料の全額

(2) 社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び公益的団体

100分の100以内

(3) 特に町長が必要と認めるとき

100分の100以内

(使用者の守るべき事項)

- 第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用後の整理、整頓及びごみ類等の処理は、責任をもって行うこと。
 - (2) 古民家の施設及び附属備品を損傷しないこと。
 - (3) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと。
 - (4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号のほか、職員の指示に従うこと。

(毀損又は滅失の届出)

第7条 使用者は、古民家の施設、設備、備品等を亡失し、又は破損したときは、速やかに町長に届け出なければならない。この場合は、使用責任者が、その損害を賠償しなければならない。

(準用)

第8条 第2条から第5条まで及び前条の規定は、指定管理者に古民家の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあり、及び様式第1号から様式第3号までの様式中「みやき町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

施設等使用許可申請書

年 月 日

みやき町長 様

みやき町持丸古民家を使用したいので、次のとおり申請します。

申 請 者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号			
使 用 日 時	月 日(曜日)	時から	時まで
使 用 施 設	• 1 階		• 2 階	
使用団体名				
使用料減免申請	・有		・無	
使 用 料	・有料	円	・無料	
備考				

注 太線内のみ記入してください。

様式第2号(第4条関係)

施設等使用許可書

年 月 日

みやき町長

みやき町持丸古民家の使用を次のとおり許可します。

申 請 者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号		
使用日時	月 日(曜日) 時から	時まで
使 用 施 設	・ 1 階	• 2 階	
使用団体名			
使用料減免申請	・有	• :	無
使 用 料	・有料	円 · 無	美料
備考			

様式第3号 (第5条関係)

施設等使用料減免申請書

年 月 日

みやき町長 様

みやき町持丸古民家の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申	青	者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号
使 用	団体	名	
代表:	者氏	名	
減 免	の理	由	みやき町持丸古民家条例施行規則第5条 (1)町が主催し、行政上必要により使用するとき (2)社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び公益的団体 (3)その他町長が特別の理由があると認める場合
備		考	

注 太線内のみ記入してください。

使用団体名について、申請者が個人の場合は不要 代表者氏名について、申請者と同一の場合は不要

みやき町持丸古民家の指定管理の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町持丸古民家(以下「古民家」という。)の指定管理者による管理を実施することに関し、みやき町持丸古民家条例(令和5年みやき町条例第 号。以下「条例」という。)及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成23年みやき町条例第11号。以下「手続条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請の添付書類)

第2条 条例第12条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、手続条例第3条各号に定める添付書類のほか、直近2事業年度における決算に関する書類を申請書に添えて提出しなければならない。

(管理の基準)

第3条 条例第13条第4項で定める管理の基準は、別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、古民家の管理に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。